

枚方市規則第 28 号

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年枚方市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識の様式等)

第2条 条例第4条第1項の標識（以下「標識」という。）の様式は、様式第1号によるものとし、標識は、条例第5条第1項の規定により説明会を開催する日の15日以上前の日から条例第4条第1項の計画（以下「計画」という。）に係る工事が完了する日まで設置しなければならない。

2 条例第4条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第2号）により行わなければならない。

3 前項の標識設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 計画の予定地から100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (2) 標識の設置場所を明らかにした位置図
- (3) 標識の設置状況を明らかにした写真

(説明会の開催の周知等)

第3条 条例第5条第1項の規定により説明会を開催するときは、対象者の参集の便を考慮して日時及び場所を定め、その日の1週間前までに、印刷物の配布その他適切な方法により、その日時及び場所並びに標識に記載すべき事項（標識設置年月日を除く。以下同じ。）を対象者に周知させなければならない。

2 説明会では、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 標識に記載すべき事項
- (2) 新設又は拡張の理由
- (3) 墓地又は火葬場の構造設備の概要
- (4) 墓地又は火葬場の維持管理の方法
- (5) 計画に係る工事の方法等

(説明会開催結果報告書等)

第4条 条例第5条第2項の規定による報告は、説明会開催結果報告書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会の参加者に配付した資料
- (2) 計画の予定地から100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (3) 説明会の対象者及び参加者の名簿
- (4) 説明会の対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあつては、その書面の写し

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(墓地等経営許可申請書等)

第5条 条例第8条の規定による経営の許可の申請は、墓地等経営許可申請書（様式第4号）により行わなければならない。

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その登記事項証明書
- (2) 法人にあつては、次に掲げる書類及び役員会等の議事録その他の申請に係る意思決定があつたことを証する書類
  - イ 宗教法人にあつては、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則
  - ロ 公益社団法人又は公益財団法人にあつては、定款の写し
- (3) 新設等の理由を記載した書面
- (4) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備を明らかにした図面
- (5) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- (6) 墓地又は火葬場にあつては、それらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (7) 墓地等の経営に係る資金計画書
- (8) 墓地等の維持管理及び使用の方法等に係る書類
- (9) 墓地等の位置を明らかにした縮尺5,000分の1程度の位置図
- (10) 墓地等の土地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書
- (11) 墓地等の土地が道路その他国有地又は公有地に接している場合にあつては、境界確定図の写し
- (12) 墓地等の土地に係る工事の工程表
- (13) 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類
- (14) 申請手続を行う者と申請者が異なる場合にあつては、委任状
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(墓地等変更許可申請書等)

第6条 条例第8条の規定による変更の許可の申請は、墓地等変更許可申請書（様式第5号）により行わなければならない。

2 前項の墓地等変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 改葬を必要とする場合にあつては、改葬の内容を明らかにした書類
- (3) 変更の理由を記載した書面
- (4) 変更後の墓地等に係る前条第2項第4号から第12号までに掲げる書類
- (5) 変更に係る前条第2項第2号、第13号及び第14号に掲げる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(墓地等廃止許可申請書等)

第7条 条例第8条の規定による廃止の許可の申請は、墓地等廃止許可申請書(様式第6号)により行わなければならない。

2 前項の墓地等廃止許可申請書には、前条第2項第2号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(みなし許可に係る届出書等)

第8条 条例第9条の規定による届出は、次に掲げる届出書により行わなければならない。

(1) 新設の場合にあつては、みなし許可に係る新設届出書(様式第7号)

(2) 変更の場合にあつては、みなし許可に係る変更届出書(様式第8号)

(3) 廃止の場合にあつては、みなし許可に係る廃止届出書(様式第9号)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第9条の処分に係る認可書又は承認書の写し

(2) 新設の場合にあつては、第5条第2項第1号から第12号まで(第2号及び第6号を除く。)に掲げる書類

(3) 変更の場合にあつては、第6条第2項第1号から第4号までに掲げる書類(変更後の墓地等に係る第5条第2項第6号に掲げる書類を除く。)

(4) 廃止の場合にあつては、第5条第2項第9号から第12号までに掲げる書類

(5) 届出手続を行う者と届出者が異なる場合にあつては、委任状

3 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設(入所施設を有するものに限る。)及び同法第44条に規定する児童自立支援施設(入所施設を有するものに限る。)

(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)及び同法第2条第1項に規定する助産所(入所施設を有するものに限る。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設及び同条第3項に規定する更生施設

(4) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- (7) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、同条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第27項に規定する福祉ホーム
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が公示して定める施設（墓地等変更届出書等）

第10条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 経営者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（事務所のない者にあつては、代表者の住所）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第15条の規定による届出は、墓地等変更届出書（様式第10号）により行わなければならない。

3 前項の墓地等変更届出書には、変更の内容を明らかにした書類を添付しなければならない。（墓地等工事完了届出書等）

第11条 条例第16条第2項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書（様式第11号）により行わなければならない。

2 前項の墓地等工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (2) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- (3) 関係法令に係る許可書等の写し
- (4) 建築物について法令の規定による検査又は確認を必要とする場合にあつては、その検査又は確認が完了していることを証する書類の写し
- (5) 納骨堂又は火葬場にあつては、その登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（書類の提出部数）

第12条 この規則の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [平成24年3月30日公布]

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

墓地・火葬場の新設・拡張計画標識	
墓地・火葬場の名称	
墓地・火葬場の新設・拡張をしようとする者の名称等	
墓地・火葬場の概要	
工事予定地	
工事予定期間	
墓地・火葬場の新設・拡張の申請予定年月日	
標識設置年月日	

(注)

- 1 標識の寸法は、縦60センチメートル、横90センチメートルとし、地上から標識の最下端までの距離は、おおむね1メートルとする。
- 2 墓地又は火葬場及び新設又は拡張のそれぞれの区別が明らかになるように記入してください。
- 3 「墓地・火葬場の新設・拡張をしようとする者の名称等」の欄には、その者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地（事務所のない者にあつては、代表者の住所）を記入してください。
- 4 「墓地・火葬場の概要」の欄には、墓地にあつてはその敷地面積及び区画数を、火葬場にあつてはその建築面積、延べ床面積及び階数を記入してください。なお、拡張の場合には、拡張前及び拡張後のそれぞれについて記入してください。

様式第2号（第2条関係）

標識設置届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ⑩

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項の規定により標識を設置したので、同条第2項の規定により届け出ます。

名 称	
予 定 地	
区 別	墓 地 ・ 火 葬 場
構 造 設 備 の 概 要	

説明会開催結果報告書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

報告者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ⑩

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1項の規定により説明会を開催したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告します。

名 称	
予 定 地	
区 別	墓 地 ・ 火 葬 場
構 造 設 備 の 概 要	
説 明 会 の 開 催 日 時	
説 明 会 の 開 催 場 所	
説 明 会 の 周 知 方 法	
説 明 会 の 開 催 者 側 の 主 な 出 席 者	
説 明 会 の 参 加 者 の 意 見 等	

墓地等経営許可申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条の規定により、次のとおり墓地等の経営の許可を申請します。

名 称	
所 在 地	
区 別	墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場
構 造 設 備 の 概 要	
墓地にあっては、 その区域の概要	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
管 理 者	氏 名
	住 所



墓地等変更許可申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条の規定により、次のとおり墓地等の変更の許可を申請します。

名 称		
所 在 地		
区 別	墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場	
経 営 の 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
変更内容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
墓地又は納骨堂に あっては、改装の 必要性及び内容	有 ・ 無	
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊞

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条の規定により、次のとおり墓地等の廃止の許可を申請します。

名 称	
所 在 地	
区 別	墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場
経 営 の 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
墓地又は納骨堂に あつては、改装の 必要性及び内容	有 ・ 無
廃 止 の 理 由	
廃 止 予 定 年 月 日	

みなし許可に係る新設届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条の規定により、次のとおりみなし許可に係る墓地又は火葬場の新設について届け出ます。

みなし許可に係る事業	名称	
	認可又は承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
名称		
所在地		
区別	墓地・火葬場	
構造設備の概要		
墓地にあつては、その区域の概要		
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
管理者	氏名	
	住所	

様式第8号（第8条関係）

みなし許可に係る変更届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条の規定により、次のとおりみなし許可に係る墓地又は火葬場の変更について届け出ます。

みなし許可に係る事業	名称		
	認可又は承認の年月日及び番号	年 月 日	第 号
名称			
所在地			
区 別		墓 地 ・ 火 葬 場	
経営の許可の年月日及び番号		年 月 日	第 号
変更内容	事項		
	変更前		
	変更後		
墓地にあっては、改装の必要性及び内容		有 ・ 無	
工事着手予定年月日			
工事完了予定年月日			

みなし許可に係る廃止届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 所在地又は住所

(電話番号 )

名称

代表者の氏名

印

枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条の規定により、次のとおりみなし許可に係る墓地又は火葬場の廃止について届け出ます。

みなし許可に係る事業	名称		
	認可又は承認の年月日及び番号	年 月 日	第 号
名称			
所在地			
区 別		墓 地 ・ 火 葬 場	
経営の許可の年月日及び番号		年 月 日	第 号
墓地にあっては、改装の必要性及び内容		有 ・ 無	
廃止の理由			
廃止予定年月日			

様式第10号（第10条関係）

墓地等変更届出書

年 月 日

(宛先)

枚方市長

届出者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ㊟

墓地等の経営者の名称等に変更があったので、枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		
所 在 地		
区 別	墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場	
経 営 の 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 内 容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

墓地等工事完了届出書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

届出者 所在地又は住所  
(電話番号 )

名称

代表者の氏名 ⑩

墓地等の経営又は変更の許可に係る工事が完了したので、枚方市墓地等の経営の許可等に関する  
条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
所 在 地	
区 別	墓 地 ・ 納 骨 堂 ・ 火 葬 場
工事に係る許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号